

広島県告示第 711 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 24 年 8 月 23 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1 安芸太田町長 小坂 眞治
工場又は事業場の所在地及び名称	山県郡安芸太田町大字加計 5908 番地 2 川・森・文化・交流センター

2 申請の内容

66 の 3 ロ 旅館業の用に供する洗濯施設 1 基を廃止し、66 の 3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 2 基及び 66 の 3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 1 基を新設する。また、66 の 3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 1 基の使用の方法を変更するとともに、汚水等の処理の方法として、合併浄化槽の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 66 の 3 ロ 旅館業の用に供する洗濯施設 1 基 廃止

(その2) 新設

種 類		66の3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1基 (厨房①)		66の3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1基 (厨房②)				
能 力 (1 日 当 た り)		調理食数 500食		調理食数 500食				
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		工事着手後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		工事完成後直ちに				
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		3～4時間断続 (なし)		2～3時間断続 (なし)			
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大		
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量		80	100	80	100
			化学的酸素要求量		200	300	200	300
			浮遊物質質量		100	150	100	150
			窒素含有量		75	120	75	120
			磷含有量		10	20	10	20
	大腸菌群数 (単位:個/cm ³)		50以下	50	50以下	50		
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		8	8	10	10		
汚 水 等 の 排 出 先		合併浄化槽		合併浄化槽				

(その3) 新設

種 類		66の3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 1基 (ユニットバス)			
能 力 (1 日 当 たり)		浴槽容量 0.4785 m ³			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成后直ちに			
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		4時間連続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	10	20
			化学的酸素要求量	20	30
			浮遊物質質量	20	30
			窒素含有量	20	30
			リン含有量	3	5
	大腸菌群数 (単位:個/cm ³)		10,000	20,000	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		2	2	
汚 水 等 の 排 出 先		合併浄化槽			

(その4) 変更

		変 更 前		変 更 後	
種 類		66の3 ハ 旅館業の用に供する入浴施設		1基 (男子浴場)	
能 力 (1 日 当 た り)		浴槽容量 6.5265 m ³		浴槽容量 6.048 m ³	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			工事着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			工事完成后直ちに	
使 用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	20	20	18	18

(2) 汚水等の処理の方法

			変 更 前				変 更 後			
種 類			合併浄化槽							
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日						工事着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日						工事完成后直ちに			
使 用 の 方 法	汚 水 等 の 汚 染 状 況 の 処 理 前 処 理 後 の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	200	200	20	30	150	200	20
化学的酸素要求量	200	200		30	40	150	200	30	40	

- (3) 排出水の汚染状態
変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成24年8月23日から平成24年9月13日まで

- (2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに安芸太田町住民生活課